

四日市市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、四日市市内において、国の子ども・子育て支援交付金を活用した事業等（利用者支援事業及び地域子育て拠点事業においては、「重層的支援体制整備事業交付金」を活用した事業を含む。以下「子ども・子育て支援交付金事業等」という。）を継続的に実施し、物価上昇といった厳しい環境の中でもこどもや子育て世帯等への支援の充実及び安定的な事業運営を図ることを目的として、事業に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として四日市市内において、子ども・子育て支援交付金事業等を実施している者。ただし、当該事業が子ども・子育て支援交付金事業等であるか否かについては、市長が申請書類等に基づき審査するものとする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない者、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっていない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども・子育て支援交付金事業等のうち、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に行う事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 安定的かつ継続的な事業運営を支えるために必要な物品購入等に係る経費
 - (2) 光熱水費（ただし、放課後児童健全育成事業を行う場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体における他の補助金の交付を受けている経費は、補助対象事業としない。

(補助率及び補助限度額)

第4条

補助対象経費に対する補助率は、10分の10とする。

2 補助限度額は、子ども・子育て支援交付金事業等ごとに1か所当たり年額25千円とする。

3 前項の規定にかかわらず、放課後児童健全育成事業については、補助限度額を1支援の単位当たり年額50千円とする。

(交付申請)

第5条

補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に市長が必要と認めた書類を添付して、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条

市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、四日市市地域子ども・子育て支援事業継続支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

(決定の取消し)

第7条

市長は、補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助決定事業者」という。）が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件若しくはその他法令や市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正行為があったとき。
- (5) その他市長が補助金の使用を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第8条

市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しの係る部分に関し、補助決定事業者に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第9条

補助決定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の評価)

第10条

市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)

第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第12条

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月12日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定を受けた補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。